

○ 放射性医薬品の製造及び取扱規則第三条第一項に規定する放射性物質等の廃棄の委託を受ける者を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第二百号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		
名称 公益社団法人日本アイソトープ協会（昭和二十九年五月一日に社団法人日本放射性同位元素協会という名称で設立された法人をいう。）	主たる事務所の所在地 東京都文京区本駒込二丁目二十八番四十五号	指定の日 平成五年十月二十一日
現行		
名称 社団法人日本アイソトープ協会（昭和二十九年五月一日に社団法人日本放射性同位元素協会という名称で設立された法人をいう。）	主たる事務所の所在地 東京都文京区本駒込二丁目二十八番四十五号	指定の日 平成五年十月二十一日